

第 10 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成 25 年 11 月 29 日（金） 午後 2 時から 場所：京都市役所本庁舎 1 階 F 会議室
--

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 報告

ア 奨学金等返還事務の取組状況について

イ 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正について

ウ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

(2) 意見聴取

平成 25 年度における裁判手続の実施について

(3) その他

(添付資料)

- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（平成 25 年 9 月末日現在）・・・（資料 1）
- ・ 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する
条例施行規則の改正について・・・（資料 2）
- ・ 奨学金等の返還請求訴訟の状況・・・（資料 3）
- ・ 平成 25 年度における裁判手続の実施について・・・（資料 4）
- ・ 第 9 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項・・・（資料 5）
- ・ 第 9 回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録・・・（資料 6）

奨学金等返還事務の取組状況（平成25年9月末日現在）

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区 分	借受者 ①	返還手続の状況（①の内訳）					
		免除中 ②	猶予中 ③	返 還 請 求 ④	返還請求の状況（④の内訳）		
					返還済 (注1)	未 返 還	
						滞 納 (注2)	滞納なし
人 数	1,404 人	1,246 人	19 人	139 人	67 人	72 人(注3)	0 人
構成比	100.0%	88.7%	1.4%	9.9%	4.8%	5.1%	0.0%
返還請求分	—	—	—	100.0%	48.2%	51.8%	0.0%

注1 「返還済」とは、奨学金の全額を返還した者又は平成24年度返還分（納入期間が平成24年10月1日～平成25年9月30日のもの）までを完納している者である。

2 「滞納」には、現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還手続中のもの（17人）を含んでいないため、実際の滞納者数は、24年度返還分に滞納がある72人に17人を加えた89人となる。

3 滞納者（72人）については、平成24年度返還分から新たに滞納となった者が35人おり、残る37人は平成23年度以前返還分も含めての滞納者である。

○ 滞納者（72人）に係る取組状況について（内訳）

- ・ 返還見込 33人
- ・ 相談中（返還手続中） 15人
- ・ 所在不明 3人
- ・ 裁判手続着手 3人（うち1人は平成25年度着手）
- ・ その他 18人（うち おおむね拒否11人）

(2) 平成24年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収入済	未収入
24	1,719 件 (100.0%)	20 件 (1.2%)	1,555 件 (90.4%)	144 件 (8.4%)	62 件 (3.6%)	82 件 (4.8%)
				[100.0%]	[43.1%]	[56.9%]
	128,779 千円 (100.0%)	692 千円 (0.5%)	118,219 千円 (91.8%)	9,868 千円 (7.7%)	4,424 千円 (3.5%)	5,444 千円 (4.2%)
				[100.0%]	[44.8%]	[55.2%]

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため 20件
- 収入の大幅な減少のため 0件
- 所在不明のため 0件
- 特別な事情 0件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため 0件
- 障害のため 0件
- 所得が基準以下のため 1,555件

【履行期限の延長の状況】

（返還請求144件の内数）

- 所得が基準以下のため 11件
- その他特別な事情等 0件

(3) 督促・催告の実施状況

平成19～23年度返還分に係る滞納者44人（平成25年3月末日現在で新規滞納者12人，継続滞納者32人（裁判手続中の3人を除く。））について，5月末までに返還手続を行った者（新規滞納者2人）及び6月1日時点で相談中等の者を除き，次のとおり督促及び催告を実施した。

その結果，8人（新規滞納者5人，継続滞納者3人）が返還手続を行ったため，34人となり，裁判中の借受者を加えると滞納者数は37人である。

ア 督促・催告の実施（新規滞納分）

平成23年度返還分の履行期限（平成24年9月末日）を経過し，新たに滞納となった同返還分の滞納者（10人）に対して，次のとおり督促及び催告を実施した。

【督促・催告の実施状況】（平成25年9月末日現在）

発行日	区 分	対象 人数	相談中	督 促	催 告	督促等後の 返還手続等 (注1)
6月3日	対象借受者(人)	10	4	2	4	5(1)
9月2日	対象借受者(人)	5	1	—	4	0(0)

注1 相談中のため督促状又は催告書を送付しなかった借受者が手続をした場合を含んでおり，（ ）内は督促又は催告の実施後に手続を取った者の人数である。

2 注1の手続済みの者5人の手続の内容はいずれも滞納金の完納である。

イ 督促・催告の実施（継続滞納分）

平成22年度以前返還分に滞納がある32人（平成25年3月末日現在で裁判手続中の者3人を除く。）について，所在不明及び相談中の者を除き，平成23年度返還分に係る催告を実施した。

なお，平成22年度以前返還分に関して，相談中のため，4回以上の催告を実施していなかった者にも，催告を実施した。

【督促・催告等の実施状況】（平成25年9月末日現在）

発行日	区 分	人 数	所 在 不 明	相 談 中		催 告	催告後の 返還手続 等(注2)
				返還見込 及び返還 手続中	面談継続 中等 (注1)		
6月3日	対象借受者(人)	32	3	25	3	1	3(0)
	うち保証人請求(人)	1	—	—	—	1	
9月2日	対象借受者(人)	29	3	22	1	3	0(0)
	うち保証人請求(人)	2	—	—	—	2	

注1 具体的な返還の意思までは示していないが，免除手続や返還方法についての説明に応じ，面談を継続中の者である。

2 相談中又は所在不明により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり，（ ）内が催告実施後に手続をとった者の人数である。

3 注2の手続済みの者3人の手続の内容は，いずれも特別な事情による猶予である。

(4) 50万円以上の高額滞納者の今後の見込み（平成25年11月26日現在）

発生年度 区分	23(注1)	24	25	26	合 計
50万円以上 100万円未満	8人 (3人)	2人 (0人)	0人 (0人)	3人 (2人)	13人 (5人)
100万円以上	2人	1人	1人	2人	6人
[裁判手続着手対象者]	(2人)	(1人)	(0人)	(0人)	(3人)

注1 平成25年度以降の高額滞納者の見込数については、現在の滞納状況を踏まえて、それぞれの区分ごとに見込んだものである。

2 上記表中の（ ）内は、裁判で争うこと表明している借受者の人数である。

3 訴訟提起については、現在、滞納額が100万円以上の借受者を対象にして実施しているが、裁判手続の審理状況や消滅時効の発生時期を踏まえ、今後、基準対象額を引き下げることによって、裁判対象者数の増加が見込まれる。

2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成24年度決定分）

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例第3条第1項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡が判明した借受者については、判明した時点で、死亡者免除として、返還残額の全額を一括免除している。

(1) 免除決定対象額（総額） 1,833,880,695円（平成20年12月現在）

(2) 免除決定額 174,358,792円

（参考）

① 条例第3条第1項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
23	2,283	174,302,092	平成25年3月29日
(参考)免除額累計	13,083	966,066,630	

② 条例第3条第2項第1号に基づく免除（死亡による免除）

返還対象年度	件数(件)	免除額(円)	免除決定日
23～25	1	56,700	平成25年3月29日
(参考)免除額累計	3	292,500	

(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (平成 25 年 9 月末日現在)

1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収 入	未 収 入
19 ・ 20	3,626 件 (100.0%)	504 件 (13.9%)	2,890 件 (79.7%)	232 件 (6.4%) [100.0%]	175 件 (4.8%) [75.4%]	57 件 (1.6%) [24.6%]
	249,336 千円 (100.0%)	26,931 千円 (10.8%)	207,227 千円 (83.1%)	15,178 千円 (6.1%) [100.0%]	10,627 千円 (4.3%) [70.0%]	4,551 千円 (1.8%) [30.0%]
21	1,708 件 (100.0%)	185 件 (10.8%)	1,336 件 (78.2%)	190 件 (11.0%) [100.0%]	151 件 (8.8%) [79.5%]	39 件 (2.2%) [20.5%]
	136,592 千円 (100.0%)	9,714 千円 (7.1%)	109,244 千円 (80.0%)	17,634 千円 (12.9%) [100.0%]	14,579 千円 (10.7%) [82.7%]	3,055 千円 (2.2%) [17.3%]
22	1,725 件 (100.0%)	100 件 (5.8%)	1,469 件 (85.2%)	156 件 (9.0%) [100.0%]	115 件 (6.6%) [73.7%]	41 件 (2.4%) [26.3%]
	132,742 千円 (100.0%)	4,792 千円 (3.6%)	114,215 千円 (86.0%)	13,735 千円 (10.4%) [100.0%]	10,549 千円 (8.0%) [76.8%]	3,186 千円 (2.4%) [23.2%]
23	1,721 件 (100.0%)	44 件 (2.5%)	1,536 件 (89.3%)	141 件 (8.2%) [100.0%]	99 件 (5.7%) [70.2%]	42 件 (2.5%) [29.8%]
	128,900 千円 (100.0%)	2,112 千円 (1.6%)	117,252 千円 (91.0%)	9,536 千円 (7.4%) [100.0%]	6,147 千円 (4.8%) [64.5%]	3,389 千円 (2.6%) [35.5%]

注 1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 年度返還分をそれぞれ 1 件としてカウントしている。

2 平成 19・20 年度返還分については、平成 15 年以前貸与分と平成 16 年度以降貸与分を分けて、それぞれ 1 件としてカウントしている。

3 平成 16 年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成 15 年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。

4 平成 21 年度返還分には、障害により返還残額の 4 分の 3 を免除し、4 分の 1 を返還としているものが 2 件、所得基準以下の収入により貸与総額の 20 分の 5 を免除し、残額を一括返済としたものが 1 件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に 1 件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より 3 件多くなっている。

5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

○ 平成 19・20 年度	在学中のため	3 3 7 件
	制度の変更に係る経過措置	7 1 件
	所在不明（注 1）	1 8 件
	特別な事情	7 8 件
○ 平成 21 年度	在学中のため	1 3 3 件
	収入の大幅な減少のため	1 4 件
	所在不明（注 1）	9 件
	特別な事情	2 9 件
	（うち、今回の事後報告分	5 件（注 2））
○ 平成 22 年度	在学中のため	7 3 件
	収入の大幅な減少のため	4 件
	所在不明（注 1）	9 件
	特別な事情	1 4 件
	（うち、今回の事後報告分	5 件（注 2））
○ 平成 23 年度	在学中のため	2 8 件
	収入の大幅な減少のため	5 件
	所在不明（注 1）	3 件
	特別な事情	7 件
	（うち、今回の事後報告分	6 件（注 2））
	長期不在	1 件（注 3）

注 1 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

2 別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」で報告をしている 1 6 件（4 人分）を示している。

3 海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

○ 平成 19・20 年度	制度の変更に係る経過措置	2, 5 4 2 件
	死亡のため	1 件
	障害のため	1 件
	所得が基準以下のため	3 4 6 件
○ 平成 21 年度	死亡のため	0 件
	障害のため	5 件
	所得が基準以下のため	1, 3 3 1 件
○ 平成 22 年度	死亡のため	1 件
	障害のため	0 件
	所得が基準以下のため	1, 4 6 8 件
○ 平成 23 年度	死亡のため	0 件
	障害のため	0 件
	所得が基準以下のため	1, 5 3 6 件

2 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

(1) 条例第 3 条第 1 項の規定に基づく免除

返還年度	件 数 (件)	免 除 額 (円)	免 除 決 定 日
19	2,815	205,459,504	平成 21 年 3 月 26 日等 (注)
20	2,774	201,117,636	平成 22 年 3 月 31 日等 (注)
21	2,699	196,960,711	平成 23 年 3 月 31 日
22	2,512	188,226,687	平成 24 年 3 月 27 日
23	2,283	174,302,092	平成 25 年 3 月 29 日
合 計	13,083	966,066,630	

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

(2) 条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数 (件)	免除額 (円)	免 除 決 定 日
23～25	2	235,800	平成 24 年 3 月 30 日
23～25	1	56,700	平成 25 年 3 月 29 日
合 計	3	292,500	

(参考2) 今後の奨学金返還に係るスケジュール(平成25年12月～平成26年12月)

				うち、25年度返還分から滞納の者
(履行期限)	平成24年10月1日	平成25年9月30日	平成26年9月30日	
平成25年12月				
平成26年1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				免除申請締切(9月末日)のお知らせ
9月				【履行期限到来】
10月				
11月				
12月				督促

(注1) 平成25年度裁判手続着手対象者に限る。

(注2) 裁判手続着手対象者以外の平成26年度裁判手続着手対象者については、25年度返還分までの滞納総額が100万円を超えるかどうかで判断するが、少なくとも26年4月以降に連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じていただけない場合は、おおよそ3箇月経過後の7月以降に本人説明を行い、特別催告②の本人送付の必要性を確認したうえで、特別催告②を実施する。

(注3) 特別催告は、督促との集約を図るため、毎年6月と12月に行うこととする。

特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）

報告 番号	特別な事情	考慮すべき背景
2 6	A-2(検討期間不足：家庭等の事情) , C(保証人本人の意思表示)	a (行政不信等)
2 7	A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	(その他)
2 8	A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	(その他)
2 9	A-1 (検討期間不足：説明時期) A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	a (行政不信等)

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 26	
猶予する奨学金の対象年度：平成23年度返還分（高校分）	
特別な事情（ ） A-2(検討期間不足：家庭等の事情)， C (保証人本人の意思表示)	考慮すべき背景（ ） a (行政不信等)
（これまでの経過） 借受者は、平成19年4月に進学し、在学猶予（平成19年度から平成22年度まで）の決定を受けている。平成21年5月に、借受者及び保証人の親族である連絡対象者と面談し、お詫びと制度変更の説明を行ったところ、「<u>制度変更</u>に納得できない。」、「<u>免除の話</u>を聞いたら借受けを認めることになる。」などとして、<u>具体的な免除制度等の説明を拒否された。</u>その後、何度も連絡対象者宅を訪問するが、説明に応じていただけない状態が続き、免除制度等について具体的な説明を行うことができなかった。 その後、猶予期間が経過し、具体的な手続が必要な平成23年度返還分に関する返還手続を取ってもらえるよう、連絡対象者への訪問を継続したが、免除制度等の具体的な説明はできず、平成24年8月以降は、「体調が悪い。」、「話すことはないので帰ってほしい。」と面談さえできなくなった。 こうした状況の中で、平成25年4月に保証人から連絡があり、連絡対象者が体調不良であり、代わりに話を聞きたい旨の申出があったため、改めて保証人に対してお詫びと制度変更の説明に加え、免除制度等の具体的な説明を行ったところ、「<u>免除手続を取る方向で連絡対象者と相談する。</u>」との回答があった。平成25年5月に保証人から「連絡対象者に手続することに了解してもらった。」との連絡があり、併せて免除申請が出され、既に平成24～28年度分について免除決定を行っている。 なお、保証人にこの間の事情を聞くと、<u>保証人は、「奨学金の返還を求められ、対応に困っていたところ、連絡対象者が「私に対応する。」と言われたので、対応を一任していたが、連絡対象者が体調不良になったこともあり、直接話を聞こうという気になった。」とのことであつた。</u>また、<u>連絡対象者は、京都市による一方的な見直しに強い不信を抱いており、申請することで京都市の主張を全て認めることになってしまふと思ひ込み、なかなか申請しようという気持ちになれなかったとのことであつた。</u>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 27	
猶予した奨学金の対象年度：平成21～23年度返還分（大学分）	
特別な事情（ <u> </u> ） A-2（検討期間不足：家庭等の事情）	考慮すべき背景（ <u> </u> ） a（その他）
（これまでの経過） 平成21年12月に連絡対象者と面談し、お詫びと制度変更の説明を行ったうえ、平成22年3月に猶予申請の提出を受け、平成22年4月に平成19・20年度返還分の経過措置猶予決定を行った。 その際、平成21年度返還分については、後日、具体的な説明のうえ、手続を進めることとしたが、連絡対象者は、仕事と親族の看病により忙しいこともあり、面談してもらえよう、訪問等により何度も働きかけたが、再度面談の機会を設けることができなかった。 平成23年9月に連絡対象者から、親族の看病が一段落したとの連絡があり、再度面談することができ、返還手続について相談したが、<u>借受者は結婚し、新たな家庭を築いており、また、奨学金貸与の事実も伝えていないので、手続に時間が掛かるとのことであつた。</u> その後、連絡対象者宅を訪問したところ、連絡対象者から「借受者と兄弟姉妹関係にある者について、履行期限延長の申請したことを手続後に保証人が初めて知り、立腹して家庭内で騒動となっている。この状態では返還手続を行うことはできないので、時間がほしい。」との連絡があり、<u>保証人への面談依頼も含め、何度も働きかけたが、面談の機会を設けることができなくなった。</u> 平成24年6月に連絡対象者から、保証人の一定の理解を得ることができたとの連絡があり、再度面談することができ、平成24年9月に履行延期の相談を受けた。履行延期の判定に当たっては、同居する世帯員の課税証明等が必要となるが、<u>借受者は配偶者に地区出身者であることを伝えていないため、配偶者の課税証明等の提出ができないとの申立てを受けた。</u> 本市では、借受者の申立てには人権配慮の必要が認められることから、履行延期に関する取扱基準について、<u>現行の返還免除制度で行っている人権上の配慮と同様な対応（借受者が配偶者等に扶養されている場合は父母の所得で判定する。）ができるよう基準を見直すこととし、平成24年11月に開催された第8回京都市奨学金等返還事務監理委員会において、見直し案を付議し、承認いただいたので、再度、連絡対象者に制度説明を行うとともに必要書類の提出を依頼したところ、平成25年5月に履行期限延長の申請が出され、同年6月に決定を行っている。</u> なお、この間の事情を連絡対象者に聞くと、「親族の看病等のため、多忙により連絡ができなかった。」、「借受者本人に同和奨学金のことを伝えておらず、その間、本人が独立し、新たな世帯を築いていたため、履行延期判定に必要な配偶者の課税証明書類の提出を強く求めることができず、手続を進めることができなかった。しかし、今回、市が基準を見直してくれたので、手続を進めることができた。」等とのことであつた。	

※ 報告番号27及び28の借受者は兄弟姉妹関係にある。

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 28	
猶予した奨学金の対象年度：平成21～23年度返還分（高校，大学分）	
特別な事情（_____） A-2（検討期間不足：家庭等の事情）	考慮すべき背景（_____） a（その他）
（これまでの経過） 平成21年12月に連絡対象者と面談し，お詫びと制度変更の説明を行ったうえ，平成22年3月に免除申請の提出を受け，平成22年4月に平成19・20年度返還分の経過措置免除決定を行った。 その際，平成21年度返還分については，後日，具体的な説明のうえ，手続を進めることとしたが，連絡対象者は，<u>仕事と親族の看病により忙しいこともあり，面談してもらえよう，訪問等により何度も働きかけたが，再度面談機会を設けることができなかった。</u> 平成23年9月に連絡対象者から，親族の看病が一段落したとの連絡があり，再度面談することができ，免除手続等について，具体的な説明を行ったところ，同年11月に履行期限延長の申請が出され，同月に決定を行った。 しかし，その後納入がされなかったため，連絡対象者宅を訪問したところ，連絡対象者から「<u>履行期限延長の申請したことを手続後に保証人が初めて知り，立腹して家庭内で騒動となっている。この状態では返還手続を行うことはできないので，時間がほしい。</u>」との連絡があり，保証人への面談依頼も含め，何度も働きかけたが，<u>面談機会を設けることができなくなった。</u> 平成24年6月に連絡対象者から，保証人の一定の理解を得ることができたとの連絡があり，再度面談することができ，免除手続等について，改めて具体的な説明を行ったところ，平成24年9月に免除手続に必要な書類の提出を受け，既に平成24～28年度返還分の免除決定を行っている。 なお，この間の事情を連絡対象者に聞くと，「親族の看病等のため，多忙により連絡ができなかった。」，「保証人は，当初返さなくてもいいと伝えられていたはずの奨学金等の返還が求められたことに強い不満を持っていたので，理解を得るのに時間が掛かってしまった。」とのことであった。	

※ 報告番号27及び28の借受者は兄弟姉妹関係にある。

※ 日時，保証人等と借受者本人との続柄，個人的事情の詳細等につきましては，プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 29	
猶予する奨学金の対象年度：平成21～23年度返還分（高校，大学分）	
特別な事情（_____） A-1（検討期間不足：説明時期）A-2（検討期間不足：家庭等の事情）	考慮すべき背景（_____） a（行政不信等）
（これまでの経過） 平成21年6月末頃から連絡対象者である保証人に対して何度も連絡，訪問するも，保証人からの連絡はなく，進捗が見られなかった。 平成22年2月になってようやく保証人から連絡があり，3月になって初めてお詫びと制度変更の説明を行った。しかし「借り受けた当時は，奨学金は給付と説明されており，今頃制度の変更というのは話が違う。詐欺の様なものだ。制度の変更は納得がいかない。」と京都市に対する強い不信感を示された。そのため，以後は何度か訪問，電話するも連絡をとることはできなかった。 平成23年8月末になって，改めて保証人と再度面談することができ，返還等の制度について一定の理解を得られた。その際，「奨学金については，本人には借りたとは知らせておらず，そもそも自分は借りたとは思っていない。しかし，不本意な話ではあるが，免除申請等については本人と検討する。」とのことであった。そのため，本人に奨学金について説明するための時間がほしいとの申出を受けた。以降，何度も保証人との連絡を試みたが，「本人への説明に時間がかかる。」との理由から，手続の進まない状態が続いた。 平成25年5月になって，保証人から連絡があり，再度面談を実施した。そこで，保証人から「本人によりよく説明ができたので，返還手続を進めていきたい。」との回答があり，その後，平成25年8月に免除申請が提出され，平成24～28年度分について，免除決定を行っている。 なお，この間の事情を伺ったところ，「奨学金貸与時において，借受者は同和地区外に居住しており，借受者本人に対し，奨学金の貸与を受けている事実を伝えていなかった。そのため，借受者本人への説明が難しく，時間をかけてようやく奨学金貸与の事実を説明したところ，借受者本人から理解が得られ，申請に必要な資料を集められるようになった。」とのことであった。	

※ 日時，保証人等と借受者本人との続柄，個人的事情の詳細等につきましては，プライバシーに配慮し記載を省略しております。

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する 条例施行規則の改正について

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）について、平成 25 年 8 月 1 日付けで、次のとおり規則改正を行いました。

1 改正理由

本年 8 月 1 日から実施された、生活扶助基準を引き下げる生活扶助基準の見直し（以下「基準見直し」という。）については、本年から 3 年かけて段階的に行うこととされましたが、政府では全閣僚により、対応方針として同年 2 月 5 日に基準見直しに伴い影響が生じる可能性がある事業についてはできる限り影響が及ばないようにすることが確認されました。

この方針を受けて、文部科学省が所管する旧地域改善対策特定事業の経過措置による奨学金の貸与に関する補助事業については、平成 25 年 6 月 14 日付け 25 文科初第 367 号文部科学省初等中等教育局長通知により、基準見直しにより免除判定が受けられなくなった借受者を免除対象に加えることができる見直しが行なわれました。

このため、本市においても、同和奨学金等の返還における借受者の負担緩和等に配慮して、同様に借受者に平成 25 年 8 月の基準見直しの影響が生じないようにするための措置を講じる規則の改正を行いました。

2 改正内容

- (1) 返還免除の基準となる、保護の基準に基づいて算定する年額について、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間、平成 25 年 8 月 1 日見直し前の保護の基準により算定する措置を講じること。
- (2) その他規定の整備

（参考）京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部を改正する規則（奨学金関係）

（京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部改正）

第6条 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「生活保護法による保護の基準」を「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」に改める。

附則に次の1項を加える。

（債務の免除の基準の特例）

6 平成25年8月1日から平成26年9月30日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項第4号中「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」とあるのは「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」と、同条第2項第4号中「生活保護法による保護の基準」とあるのは「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準」とする。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

25文科初第367号
平成25年6月14日

各都道府県・指定都市

地対財特法経過措置事業主管部局長 殿

文部科学省初等中等教育局長

布 村 幸 彦

(印影印刷)

地対財特法経過措置事業経費実施要綱の一部改正について（通知）

このたび、「地対財特法経過措置事業経費実施要綱」（平成14年4月1日文部科学大臣決定）の一部を改正しましたので別添のとおりお知らせします。

つきましては、域内の担当部局等に周知いただきますようお願いいたします。

(別添)

- ・「地対財特法経過措置事業経費実施要綱」
- ・「地対財特法経過措置事業経費実施要綱」新旧対照条文
- ・「地対財特法経過措置事業経費実施要綱」改正の概要

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局

財務課高校修学支援室 高校修学第一係

中山、新谷、刑部

電話番号:03-5253-4111(内線 3577)

e-mail : shuugaku@mext.go.jp

「地対財特法経過措置事業経費実施要綱」新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

新	旧
地対財特法経過措置事業経費実施要綱 平成14年4月1日 文部科学大臣決定 平成16年4月1日 一部改正 <u>平成25年5月15日 一部改正</u> (目的) 第1条 この要綱は、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）附則第1条第7項及び同法施行令附則第1条の6第1項及び第2項の規定に基づく経過措置による奨学金の貸与に関する補助事業の実施について必要な事項を定めるものとする。 (事業の実施主体) 第2条 奨学金の貸与は、府県又は指定都市が行うものとする。 (貸与の対象者) 第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次に定める条件のすべてに該当する者とする。 （1）平成14年3月31日において高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、短期大学又は大学（以下「高等学校等」という。）に在学し、現に旧地域改善対策高等学校等進学奨励費補助事業（「旧補助事業」という。以下同じ。）による奨学金の貸与を受けていた者で、当該高等学校等に在学する者であること。 （2）低所得者世帯に属し、経済的な理由により修学が困難である者であること。 なお、「低所得者世帯」とは、奨学金の貸与を受ける者の属する世帯の全収入が独立行政法人日本学生支援機構の定める奨学生採用の際の収入基準額以下の範囲内で府県又は指定都市が定める額以下の世帯をいう。 （3）独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による育英資金又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸与を受けない者であること。	地対財特法経過措置事業経費実施要綱 平成14年4月1日 文部科学大臣決定 平成16年4月1日 一部改正 (目的) 第1条 この要綱は、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）附則第1条第7項及び同法施行令附則第1条の6第1項及び第2項の規定に基づく経過措置による奨学金の貸与に関する補助事業の実施について必要な事項を定めるものとする。 (事業の実施主体) 第2条 奨学金の貸与は、府県又は指定都市が行うものとする。 (貸与の対象者) 第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次に定める条件のすべてに該当する者とする。 （1）平成14年3月31日において高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、短期大学又は大学（以下「高等学校等」という。）に在学し、現に旧地域改善対策高等学校等進学奨励費補助事業（「旧補助事業」という。以下同じ。）による奨学金の貸与を受けていた者で、当該高等学校等に在学する者であること。 （2）低所得者世帯に属し、経済的な理由により修学が困難である者であること。 なお、「低所得者世帯」とは、奨学金の貸与を受ける者の属する世帯の全収入が独立行政法人日本学生支援機構の定める奨学生採用の際の収入基準額以下の範囲内で府県又は指定都市が定める額以下の世帯をいう。 （3）独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸与を受けない者であること。

以下中略

二 府県又は指定都市が定める基準日において、基準日の前1年間の全収入が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍の範囲内で、府県又は指定都市が定める額以下のとき

3 前項の規定に該当する場合において、返還免除の額は、免除を認めた当該年度を含め、以後5年間で5/20を超えることができない。

（返還金債権の管理）

第11条 府県又は指定都市は、返還金債権（旧補助事業によるものを含む。）に関し、その保全、取立て、その他の管理事務を行うに当たっては、各府県又は各指定都市の定める債権管理に関する規則にのっとり正確にこれを行うものとする。

（その他）

第12条 府県又は指定都市は、奨学金貸与事業を行うために、必要な予算を明示して計上するものとする。

2 府県又は指定都市は、この事業の遂行に必要と認められる事項について規程を定めるものとする。

3 府県又は指定都市は、各年度における奨学金貸与額が奨学資金の貸与を受けた者から当該年度の前年度において返還された額に満たないときは、その満たない額の3分の2に相当する金額を国庫に返還するものとする。その場合には、別紙1を文部科学大臣に提出するものとする。

4 府県又は指定都市は、この事業を中止し、又は廃止した後、奨学資金の貸与を受けた者から返還金があった場合には、その3分の2に相当する金額を国庫に返還するものとする。その場合には、別紙2を文部科学大臣に提出するものとする。

5 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、第10条第2項第2号における奨学資金の返還を免除することができる者には、平成25年度の生活保護基準の見直し前の基準に基づき、各府県又は各指定都市が認めた者を含むものとする。

6 この実施要綱は、平成25年5月15日より施行する。

二 府県又は指定都市が定める基準日において、基準日の前1年間の全収入が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍の範囲内で、府県又は指定都市が定める額以下のとき

3 前項の規定に該当する場合において、返還免除の額は、免除を認めた当該年度を含め、以後5年間で5/20を超えることができない。

（返還金債権の管理）

第11条 府県又は指定都市は、返還金債権（旧補助事業によるものを含む。）に関し、その保全、取立て、その他の管理事務を行うに当たっては、各府県又は各指定都市の定める債権管理に関する規則にのっとり正確にこれを行うものとする。

（その他）

第12条 府県又は指定都市は、奨学金貸与事業を行うために、必要な予算を明示して計上するものとする。

2 府県又は指定都市は、この事業の遂行に必要と認められる事項について規程を定めるものとする。

3 府県又は指定都市は、各年度における奨学金貸与額が奨学資金の貸与を受けた者から当該年度の前年度において返還された額に満たないときは、その満たない額の3分の2に相当する金額を国庫に返還するものとする。その場合には、別紙1を文部科学大臣に提出するものとする。

4 府県又は指定都市は、この事業を中止し、又は廃止した後、奨学資金の貸与を受けた者から返還金があった場合には、その3分の2に相当する金額を国庫に返還するものとする。その場合には、別紙2を文部科学大臣に提出するものとする。

5 この実施要綱は、平成16年4月1日より施行する。

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則新旧対象表

改 正 前	改 正 後
(債務の免除の基準) 第2条 条例第3条第2項第3号に規定する別に定める基準は、借受者が次の各号のいずれかに該当することとする。 (中略) (4) 条例第3条第2項第3号の規定による債務の免除に係る同条第3項の規定による申請の日の属する年の前年(1月から3月までの間に当該申請があった場合にあっては、前々年)における世帯の収入の総額が、生活保護法による保護の基準_____に基づき算定した年額に1.5を乗じて得た額以下であること。 (以下略) 2・3 (略) 附 則 1～5 略	(債務の免除の基準) 第2条 条例第3条第2項第3号に規定する別に定める基準は、借受者が次の各号のいずれかに該当することとする。 (中略) (4) 条例第3条第2項第3号の規定による債務の免除に係る同条第3項の規定による申請の日の属する年の前年(1月から3月までの間に当該申請があった場合にあっては、前々年)における世帯の収入の総額が、生活保護法による保護の基準<u>(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)</u>に基づき算定した年額に1.5を乗じて得た額以下であること。 (以下略) 2・3 (略) 附 則 1～5 略 <u>(債務の免除の基準の特例)</u> 6 平成25年8月1日から平成26年9月30日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項第4号中「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」とあるのは「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」と、同条第2項第4号中「生活保護法による保護の基準」とあるのは「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準」とする。 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成25年8月1日から施行する。</u>

奨学金等の返還請求訴訟の状況

奨学金等の返還請求訴訟（3件）については、現在、いずれも京都地方裁判所で係属中であり、次により、訴訟の進捗状況を報告します。

1 裁判手続の実施状況

(1) 裁判手続着手の相手方と実施内容

No	借受者	相手方（注1）	請求額（注2） （追加後）	裁判手続手法	管轄裁判所	提起日
1	<u>A</u>	借受者A 連帯保証人X	129万6,000円 (194万4,000円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成24年4月16日
2	<u>B</u>	連帯保証人Y	108万7,340円 (163万1,010円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成24年4月16日
3	<u>C</u>	借受者 C 連帯保証人Z	100万8,000円 (120万9,600円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成25年5月2日

注1 No.2の相手方については、連帯保証人Yからの申出を認め、Yのみを裁判対象者としている。

注2 訴訟提起後に生じた新規滞納額については、返還年度ごとに、履行期限経過後に相手方への督促状送達の手続を経て、裁判所に追加請求している。

(2) 裁判における人権上の配慮

ア 本件訴訟について、特に人権に配慮する必要があることから、関係機関に人権上の配慮を依頼しており、京都地方裁判所に対しては、本件訴状の提出の際に民事訴訟法92条の規定に基づき、閲覧等の制限を申し立てるとともに、次の点について、配慮いただけるよう上申書を提出している。

- ① 法廷外において被告らの氏名を掲示しないこと。
- ② 公開の審理の場において口頭で被告らの氏名を呼ばれないこと。

イ 上記アの結果、平成24年4月に提起した2件の訴訟に係る閲覧等制限については、申立てを相当とする決定（No.1については平成24年8月3日付け、またNo.2については平成24年8月1日付け）がされており、平成25年度に提起した1件についても、平成25年6月17日付けで、申立てを相当とする決定がされている。

また、上申書に対しては、裁判所から文書による回答はなかったが、平成24年4月に提起した訴訟については、第1回口頭弁論において、法廷外において被告らの氏名の掲示はなく、また、公開の審理の場において被告らの氏名が呼ばれることもなく、要望に沿った対応をしていただけている。

(3) 併合審理について（No.1及びNo.3）

No.3の被告から、平成25年8月6日の第1回口頭弁論において、No.1事件との併合を求める平成25年8月2日付けの下記の内容の上申書の陳述があった。

（併合を求める理由）

「両事件とも主たる争点を共通にしており、原被告訴訟代理人も共通しているので、訴訟経済的には併合することが望ましいと思われるからである。」

当該上申書について、原告からは異論ない旨陳述し、裁判所は、その場で弁論の併合を決定した。

2 裁判における原告・被告間の主な主張

本件訴訟については、過去、返還補助制度である自立促進援助金制度の廃止により、実質給付として運用していた本件奨学金の返還を求めることとした経緯があることから、返還請求訴訟の相手方である借受者側からは、ほぼ共通して、(1)本件奨学金は給付されたものであり、返還合意は存在していないこと、(2)金銭消費貸借契約が外形上成立しているとしても錯誤により無効であること、(3)今になって返還を求めることは信義則違反であること等が主張され、それらが主な争点となっている。

(1) 返還合意の有無（金銭消費貸借契約の成否）について

ア 被告（借受者側）の主張

- ① 本件奨学金は、給付されたものであり、その申請時及び受領時において返還合意は存在せず、金銭消費貸借契約上の貸金ではない。
- ② 奨学金は、自立促進援助金制度により、実体上、給付制として運用してきたものであり、（貸与申請時に提出する）誓約書に奨学金を返還する旨が記載されているが、返還義務を認識していたわけではない。当該文書は、行政内部の事務の都合で作成されたものであり、説明も受けておらず、返還の合意があったことを意味するものではない。
- ③ また、教職員や隣保館職員から返還の必要がないとの説明を受けており、返還する必要がないと認識し、手続を取っていたのであり、返還の合意は存在していない。
- ④ 原告から、貸与要綱による返還方法の説明や所得審査による援助金給付の有無についての説明がなかった。これらが一切なされていないのは、両者の間に返還合意が存在しなかったからにほかならない。（追加）
- ⑤ 実質給付制として運用されてきた同和奨学金について、京都市も「返還しなくてもよい」として受給を勧め、申請者側も返還不要との認識のもと、申請時等に必要書類を提出していた。つまり、原告は、被告から提出のあった誓約書及び返還計画書の返還についての記載は、返還不要との真意に反してなされた形式上の返還合意に過ぎないものであり、奨学金申請者が返還するとの真意をもって返還の合意をすることがないことを、よく熟知していたものと言える。

よって、当該形式上の返還合意は民法93条の心裡留保の但書（相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は無効とする。）に該当し、無効である。（追加）

イ 原告（本市）の主張

- ① 誓約書、自立促進援助金に係る（返還手続の）請書の記載内容から返還の合意はあった。
- ② 被告が主張するように、原告が奨学金を援助金と併用して運用することにより、実質給付の奨学金として運用してきたことはそのとおりであるが、貸与が前提とされていることは、京都市と借受者との間で交わされる書類の随所に示されてきたものであり、一方当事者である市の「内部における手続」ととどまるものではないことは明らかである。
- ③ 被告主張のように、仮に原告職員が返還する必要はないと被告らに説明していたとしても、それはあくまで原告が奨学金等の貸付と援助金の補助とを一体のものとして運用していた

ことを念頭においた発言であると考えられる。

- ④ 被告は、原告に奨学金について説明してもらっていないと主張するが、申請に先立ち被告らに配付した文書「京都市同和奨学金のしおり」に貸与であることが明記されており、被告らから提出された返還計画書には、返還金額とともに、返還時期（20年）及び返還方法（年賦）が明記されている。以上により、原告は被告らに対し、就学奨励金が貸与であることについて必要な説明を行っており、被告らも当然に原告の説明を了解したうえで貸与を受けたものといえる。（追加）
- ⑤ 被告らは、貸与申請時の返還合意は真意に基づくものではないと主張するが、仮に被告主張のように、本件返還合意が法律上無効となるのであれば、それは金銭消費貸借契約自体が無効であるということの意味し、被告らが受け取った奨学金は法律上の原因を欠く利得として不当利得返還義務の対象となる。また、そもそも、これまで繰り返し主張しているとおり、貸与申請時の原告・被告間では、返還時期到来時に申請を行えば、援助金制度により返還が可能であるという共通認識があったのであり、かかる認識のもとで返還合意をしたことは、被告らの真意に基づくものであったといえる。（追加）

(2) 錯誤無効について

ア 被告（借受者側）の主張

- ① 原告からの返還の必要がないとの説明を信じて受け取ったものであり、外形上金銭消費貸借契約が成立したとしても錯誤により無効である。
- ② 被告は、再三返還の必要がないことを確認して申請したものであり、返還が不要であることを前提として、申請を行うことを示しており、錯誤に当たる。

イ 原告（本市）の主張

- ① 本件奨学金の貸付時点では、奨学金と援助金を組み合わせて経済負担を回避する仕組みが存在しており、機能してきたものであるから、錯誤には当たらない。
- ② 奨学金の貸付時、原被告間での共通認識は、あくまで援助金を返済に充てることにより実質的な経済的負担を回避し得るという仕組みが制度として用意されていることを前提としており、実際に被告らが返還を求められているのは、援助金制度が廃止されてからであり、原被告間の共通認識において錯誤があるとはいえない。

(3) 信義則違反について

ア 被告（借受者側）の主張

- ① 返還の必要がないと説明し続けてきたにもかかわらず、住民訴訟で敗訴したことをもって被告に返還を請求するのは、信義則違反である。市は、奨学金を給付制として運用し、一貫して将来的にも返還を求めないと説明をしてきており、奨学金申請者は、実質給付されるものと信頼して、奨学金を受領してきた。
- ② 原告は、自立促進援助金訴訟（大阪高裁判決事件 平成18年3月31日判決言渡し）において、借受者は、奨学金は援助金を併用した実質給付であると理解しており、市と借受者の間には債権債務関係は存在せず、借受者に返還を求めることはできないと主張しており、当該主張と本件訴訟における原告主張との整合性を説明されたい。
- ③ 原告は、上記②の訴訟において、「市と借受者との間には返還金をめぐっての債権債務関

係は存在しない。」と明確に主張しており、本件訴訟での原告主張と矛盾していることは明らかであり、原告の釈明は何ら合理的な説明になっていない。（追加）

イ 原告（本市）の主張

- ① 地方公共団体としての市は援助金の給付を永続的に保証する義務はなく、制度の見直しは司法判決を踏まえた合理的な判断に基づくものであり、平成13年度以降に新規に援助金を受領してきた被告の信頼は法的保護に値しないことから、信義則違反（禁反言）ではない。
- ② 原告は実質給付としていた同和奨学金制度を見直し、返還を求めることとしたが、司法判断を踏まえ、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務については、その全部を免除することとし、実際に、被告の子に対して貸与した高等学校分の奨学金については、返還請求を行っておらず、この点で、被告の信頼は保護されている。

援助金制度について、従前原告は、実質給付の奨学金制度として運用することに合理性があるとの理由から援助金の支出は違法とはいえないと主張してきたことは事実であるが、残念ながら当該主張は認められず、平成13年度以降の援助金支給について違法であるとの司法判断が下された結果、廃止するに至ったものである。援助金制度の廃止は、裁判所の司法判断に従うという極めて合理的な理由に基づくものであったと言えることから、禁反言の法理が適用されることはなく、被告の信頼を害しているとも言えない。

被告は、本訴における原告の主張が上記先行事件の主張と整合していないというが、仮に整合性に欠ける部分があったとしても、先行事件における京都市の主張が認められなかった以上、行政機関としては司法判断を最大限尊重した運用に努める必要があることは当然であり、本訴における原告の主張は合理的かつ相当なものである。

- ③ 被告らは、大阪高裁判決は、奨学金が給付か貸与かについて実質的に判断していないと主張するが、当該判決は、原告の同和奨学金等が貸与であること、借受者の中に返還が必ずしも困難でない者が生じていることを指摘しており、すなわち、原告が返還を請求するべきものと言っていることに他ならないと解される。（追加）

(4) 証人申請について

No. 2 の訴訟における証人申請の予定について、裁判所に対し原告は予定なしと、被告は検討中であると回答した。

3 今後の審理日程等

(1) NO. 1（借受者A及び連帯保証人X）

第1回口頭弁論期日 平成24年 9月25日（火）午後 4時30分

第2回口頭弁論期日 平成24年12月13日（木）午前10時35分

第3回口頭弁論期日 平成25年 2月 5日（火）午前10時45分

第4回口頭弁論期日 平成25年 4月16日（火）午前10時40分

第5回口頭弁論期日 平成25年 6月25日（火）午前10時15分

第6回口頭弁論期日 平成25年 9月17日（火）午前10時15分

（第6回口頭弁論からNO. 3と併合審理）

第7回口頭弁論期日 平成25年10月29日（火）午前10時40分

第8回口頭弁論期日 平成25年12月24日（火）午前10時10分（予定）

(2) NO. 2 (連帯保証人Y)

第1回口頭弁論期日 平成24年 9月25日 (火) 午後 4時30分
第2回口頭弁論期日 平成24年11月22日 (木) 午前10時15分
第3回口頭弁論期日 平成25年 1月22日 (火) 午後 1時15分
第4回口頭弁論期日 平成25年 3月19日 (火) 午後 1時25分
第5回口頭弁論期日 平成25年 4月30日 (火) 午後 1時20分
第6回口頭弁論期日 平成25年 6月25日 (火) 午前10時15分
第7回口頭弁論期日 平成25年 9月24日 (火) 午後 1時20分
第8回口頭弁論期日 平成25年12月 3日 (火) 午前10時45分 (予定)

(3) NO. 3 (借受者C及び連帯保証人Z)

第1回口頭弁論期日 平成25年 8月 6日 (火) 午後 1時20分
第2回口頭弁論期日 平成25年 9月17日 (火) 午前10時15分
(第2回口頭弁論からNO. 1と併合審理)
第3回口頭弁論期日 平成25年10月29日 (火) 午前10時40分
第4回口頭弁論期日 平成25年12月24日 (火) 午前10時10分 (予定)

平成 25 年度における裁判手続の実施について

平成 25 年度における裁判手続着手について、次により対応を検討するものです。

1 裁判手続着手対象者と実施内容について

No	借受者	裁判対象者	請求額	裁判手続	実施予定
4	D	借受者 D 連帯保証人相続 人 W-1・2	108 万円	民事調停	返還交渉継続中 のため、平成 26 年度以降に実施

注 滞納額 50 万円以上の状況については、この資料の P 4 を参照

2 裁判着手に向けての検討事項

- (1) 連絡対象者は返還手続に対する強い不信感を示しているものの、裁判による解決を表明していないことから、裁判手続の着手に当たっては、監理委員会で確認された事項（この資料の P 3 の 3 を参照）を踏まえ、訴訟提起の前に民事調停の申立てを行う必要があること。

なお、連絡対象者は、高齢で体調不良の場合が多く、なかなか面談に応じてもらえていないため、これまで十分な話し合いの機会を持つことができていないこと。

- (2) 連帯保証人が死去しており、債権確保の観点から、本市の事務標準に基づき、法定相続人に対して相続財産に対する返還請求を行う必要があること。
- (3) 法定相続人に対しては、これまで連絡を取っていないことから、返還請求を行うに当たっては、改めて連絡を取り、事情や経過等を説明する必要があること。

3 法定相続人に対する面談及び催告の実施（平成 25 年 9 月～平成 26 年 3 月）

- (1) 連絡対象者に対して連帯保証人法定相続人に対する面談依頼

平成 25 年 9～10 月 連絡対象者に対して、連帯保証人の法定相続人に対する面談依頼（依頼済みであるが、明確な返事なし）

- (2) 法定相続人に面談及び催告の実施

平成 25 年 11 月～ 法定相続人に面談を依頼する文書の送付及び訪問の実施
平成 26 年 2 月末 特別催告の実施（予定）

4 法定相続人が返還手続に応じなかった場合の今後の裁判手続について（予定）

- (1) 最終催告の実施（平成 26 年 4 月上旬）

指定納入期間内（2 週間程度）に納入がなかった場合は、民事調停の申立てを実施（訴訟で争う意思を示された場合は、民事訴訟の提起）

- (2) 民事調停の申立て（平成 26 年 4 月中旬）

なお、法的措置通知書の送付は、直接に民事訴訟の提起を実施するものを対象とし、民事調停を申し立てる場合は、法的措置通知書の送付は行わないこととする。

※1 民事調停不成立により、民事訴訟を提起する場合は、次回監理委員会への諮問（平成26年7月上旬）後、市会への付議・議決を経て、裁判に着手することになる。

※2 上記スケジュールについては、借受者から返還手続の相談等があった場合は、変更が生じる場合がある。

（参考1）

裁判手続着手への具体的手順として確認された事項（第5回及び第6回監理委員会での確認事項）

1 裁判手続着手の要件

借受者本人に対する返還事務については、総点検委員会及び監理委員会からの意見を踏まえ、慎重に行う必要がある。ただし、資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じない者については、他の借受者との公正性を確保する観点から、次のいずれの要件も満たした場合に法的措置を執ることとする。

＜裁判手続着手の要件＞

- ア 督促後、約1年を掛けて4回程度の催告をしても返還に応じない者
- イ 資力があると見なされる者（資力がないことが明らかではない者）
- ウ 滞納額が100万円以上の者

2 資力及び相手方の確認

(1) 資力調査

裁判対象者に対する資力調査を実施し、次のとおり、資力の有無に関する資料を収集し、生活保護や奨学金等の返還免除に該当しているなど資力がないことが明らかな場合以外は、資力があるものと推定する。

＜調査事項＞

- ア 不動産（登記簿の閲覧）、自動車（自動車登録台帳の閲覧）
- イ その他（面談を通じた就業状況等の把握）

(2) 裁判手続の相手方の確認

裁判手続の相手方については、借受者本人（原則として連帯保証人を含める。）を基本とするが、借受者本人への裁判手続の着手に当たっては、最終催告の半年前となる催告時を目安として、連絡対象者へ借受者の説明を依頼する。ただし、連絡対象者に再度意向を確認し、連帯保証人から借受者に対する人権上の配慮が求められるなど、やむを得ないと認められる場合は、連帯保証人のみを裁判手続の相手方とする。

【連帯保証人のみを相手方とする例外的な取扱い】

裁判手続において、主債務者である借受者本人を除いて、連帯保証人のみを対象者とすることは例外的な取扱いとなるが、次の3つの要件のいずれをも満たす場合に認

めることとする。

ア 連帯保証人から借受者を対象としないように申出があった場合

例外的取扱いとして、一律に取り扱うべきものではなく、個別の状況等を踏まえて判断すべきものであることから、申出があった場合に限り対象とする。ただし、連帯保証人のみを裁判の相手方にできる場合があることを理解できるよう、あらかじめ十分な情報の提供に努める。

なお、申出には様式を問わないこととするが、可能な限り書面で提出することを求める。

イ 申出に合理的な理由があり、当該申出に明らかな矛盾がない場合

申出の理由が次の①から③に該当する場合には、配慮すべき合理的な理由があると判断できるので、そのいずれかに該当する場合とする。

なお、申出内容の信ぴょう性については、それを確認することは困難であるが、少なくとも事実との間に矛盾がないことが必要であり、該当者の住民票等の履歴確認等により、申出と明らかに矛盾することがないことを確認する。ただし、矛盾が見受けられる場合であっても、申出内容を再確認し、合理的な説明がなされれば認めることとする。

<人権上の配慮が必要とされる場合>

- ① 借受者が貸与の時から旧同和地区外居住者であり、同和奨学金の貸与の事実を知らない可能性がある場合
- ② 借受者が独立して世帯を構えており、配偶者等に対して旧同和地区の子弟であることを知らせていない場合
- ③ ①及び②に該当する場合

ウ 連帯保証人が債務履行に責任を負える場合

連帯保証人に資力がないため債務履行の目的が達せられない場合は除外せざるを得ず、連帯保証人に対する資力調査等により、返還が十分見込まれる場合のみを要件として認めることとする。

なお、返還が十分見込まれる場合とは、裁判手続の対象となる返還債権額に見合う、次のような資力に関する状況が見られる場合とする。

<資力があると認める場合>

- ① 換価価値の高い不動産を所有している場合
(抵当権等がない土地・家屋等で債権額に見合うもの)
- ② 一定の給与所得があると見込まれる場合（職業等）
- ③ 連帯保証人から資産申告がある場合（預貯金等通帳の写しの提出など）

3 裁判手続の選定

基本的には、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを検討していく。ただし、これまでの対応から、訴訟で争うという意思を再三にわたり示すなど、返還に応じない意思が明確であると判断できること認めら

れる場合は、民事調停が成立する見込みは乏しいため、民事訴訟の提起を検討する。

- ・裁判で争う意思を明確にしている者 → 民事訴訟(当面、支払督促は行わない。)
- ・裁判で争う意思が明確でない者 → 民事調停

(参考 2)

50万円以上の高額滞納者の内訳(平成25年11月26日時点)

(単位:円)

NO	借受者	滞納額	備考	
1	A	1,944,000	裁判着手中	
2	B	1,631,010	〃	
3	C	1,209,600	〃	
4	D	1,080,000	返還交渉継続中	100万円以上
5	E	990,000		
6	F	984,175		
7	G	972,000		
8	H	795,600		
9	I	669,600		
10	J	648,000		

第9回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 奨学金返還事務の取組状況について

事務局から資料2により報告を行い、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる7件（2人分）の報告を行い、了解された。

なお、これまで4月と9月に実施していた特別催告の実施時期について、新たに滞納が生じた者については、別途督促を12月に実施することから、督促との集約を図るため、実施時期を毎年6月と12月に変更する旨の報告を行い、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 事務局として、現時点で奨学金の返還事務の取り組み状況について、どのような点が課題であると認識しているのか。
→（事務局）面談拒否者、困難者への対応等が課題であると認識している。

○ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

第6回監理委員会及び第8回管理委員会で裁判手続に着手することが承認された計三件の案件について、事務局から資料3により訴訟の進捗状況及び当該訴訟における原・被告間の主な主張についての報告を行い、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 訴訟係属中のため、訴訟代理人の訴訟方針を尊重し、引き続き裁判を見守っていききたい。

第 9 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成 25 年 6 月 11 日

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 9 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、大変委員の皆様方にはお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。それでは、着席して進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、委員御就任後、最初の会議でございますので、議長である委員長が決められるまでの間、事務局で会議の進行をさせていただきます。御了承のほど、よろしくお願いいたします。

次に、この委員会は、既に御承知のとおり地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いにつきまして、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくこと等を目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置されたものでございます。

このため、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元に配布しております会議資料、資料 4、前回の第 8 回委員会の了解事項及び資料 5 の議事録につきましては、既に安保前委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点も御確認のほど、お願いいたします。

なお、本市では 5 月 1 日から夏のエコオフィス運動を実施しており、適正な冷房温度を設定するとともに、ノー上着など軽装を励行しているところでございます。本日御出席、また御来場いただきました皆様方におかれましても、どうぞ御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、先ほども申し上げましたとおり、委員御就任後、最初の会議であり、また、新たに御就任をいただきました委員の方がおられますので、最初に委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

まず、田多耀子委員でございます。

○田多委員

田多と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

西田憲司委員でございます。

○西田委員

西田です。よろしくお願いいたします。

○事務局

藤原東子委員でございます。

○藤原委員

藤原です。よろしくお願いいたします。

○事務局

山下宣委員でございます。

○山下委員

山下です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

どうもありがとうございました。次に、会議に出席しております本市の職員を御紹介いたします。

文化市民局長の平竹耕三でございます。

○平竹局長

平竹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

最後に私，文化市民局市民生活部長の吉川昌弘でございます。よろしくお願いいたします。

ほかに，事務局として人権文化推進課の奨学金の担当課長等が出席しております。よろしくお願いいたします。

ここで，委員会の開催に当たり，文化市民局長の平竹から一言御挨拶を申し上げます。

○平竹局長

先生方，本当に本日はお忙しい中，市役所にお越しいただきまして誠にありがとうございます。また，平素から文化市民局行政，京都市政全般にわたりましていろいろ御尽力，御協力賜っておりますことに心から御礼申し上げたいと思います。

私は４月に就任したところでございまして，田多先生にはもう既に２期４年間御指導賜っておりますし，西田先生と山下先生につきましては，もう２年間御指導を賜っております。今回新たに藤原先生に御就任いただいたということで，また２年間の任期になりますけれども，どうぞよろしくお願い申し上げます。

既に御承知のとおり，同和対策事業の一環として自立促進援助金制度というのを活用して実質的に給付制の奨学金を作ってまいりました。この制度ができましたときに，私は，２０代から３０代ぐらいにかけて総務局の法制担当をしておりますが，当時民生局に同和対策室というところがございましたが，その担当者とは激しくやり合いをした，私が７年間法制担当をしていた中では最も議論になった案件だったと自分としては記憶をしているところでございます。

それが，平成１９年９月に住民訴訟におきまして一律に支給することが違法であるとの司法判断が確定いたしまして，その後，京都市の同和行終結後の行政の在り方総点検委員会を設置いたしまして，奨学金の返還と返還困難者に対する免除という形で整理をいただいたということで，私も市役所にもう３０年以上おりますけれども，非常にそういう意味では感慨深いと申しますか，ここに来てこういう形でこの業務に携

わらせていただくというのも何かの御縁だなと考えているところでございます。

この委員会につきましては、そういった総点検委員会の提言を受けまして、奨学金等の返還請求手続と人権配慮の両立という大変難しい課題に適切な御提言をいただくという形で、約1,400人もいらっしゃる借受者等に制度改正の説明とおわびを行い、返還手続に着手するということで事業を大きく進捗させていくことができております。本当にありがとうございました。

本日もまた限られた時間ではございますけれども、いろいろと忌憚のない御意見を賜って、この業務がより適切にかつ順調に進行していくように御助言賜ればと思っております。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

平竹局長は他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

○平竹局長

大変申し訳ございませんが、失礼させていただきます。

○事務局

それでは、議事の方に入らせていただきます。

最初に、本日の会議につきましては、定数4名中全員の委員の皆様が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定により、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立していることを御確認願います。

続きまして、最初の議題、委員長を選出につきまして審議をお願いいたします。資料1を御覧ください。

なお、委員長につきましては、施行規則第4条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により選出することと定められております。

ここで、委員の皆様方から推薦等をお願いしたいと存じますが、いかがでござ

いましょうか。

○西田委員

過去の経緯も踏まえて、なおかつ今後のこの委員会が訴訟を中心として展開されることを考えると、法律にも詳しいという意味で山下委員がいいんじゃないかなと私は思っております。

○事務局

ただ今、西田委員から山下委員の御推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

○事務局

皆様から御賛同をいただきましたので、山下委員に委員長をお願いいたしたいと思っております。山下委員長には、委員長席への移動をお願いいたします。

それでは、施行規則第5条第2項の規定によりまして、会議の議長は委員長が務めることとなっておりますので、以後の会議の進行につきましては山下委員長にお願い申し上げます。山下委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございます。改めまして、山下宣でございます。着席させていただきます。

ただ今西田委員から御推薦ありまして、前任の安保千秋委員長を引き継ぎ、今期私が当委員会の委員長をさせていただくということで、前任者の安保千秋先生、それから御列席の田多先生、総点検委員会からずっと継続されてきた先生でおられますし、私は前期からこの委員会に参加しているということで、まだ経験も浅くございますけれども、いざ一旦この委員会の委員長をさせていただくからには、総点検委員会のとりまとめた趣旨を尊重し、かつ、当委員会が条例にのっとって設置されているということをわきまえて、公明正大に委員長の職務をさせていただきたいと思っております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題ですけれども、委員長の職務代理の指名という議題に移らせていただきたいと思います。

委員長の職務代理者については、添付の資料がございますが、規則第4条4項によりまして委員長があらかじめ指名することと定められております。

そこで、委員長職務代理者につきましては、西田委員にお願いしたいと思っております。西田委員、いかがでしょうか。

○西田委員

はい、わかりました。

○山下委員長

ありがとうございます。それでは、委員長職務代理につきましては、西田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題としましては、次第に挙がっておりますが、報告事項が2件あると聞いております。この報告案件につきましては、順番に事務局からの報告を受けたく存じます。

では、まず1件目の報告議題ですけれども、「奨学金等返還事務の取組状況（平成25年3月末日現在）」につきまして、事務局の方から御報告をお願いしたいと思っております。

○事務局

奨学金等の返還事務を担当しております土井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ながら着席して御報告をさせていただきます。

そうしましたら、資料2に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

最初に奨学金等返還事務の取組状況でございますけれども、平成25年3月末日現在の状況についての御報告をさせていただきたいと思っております。資料2の1ページを御覧いただきたいと思います。

なお、奨学金の返還年度につきましては、学校を卒業して6箇月を経ってから返還

開始となりますので、通常10月から翌年の9月末というのを1つのサイクルにしております。したがって、今回の報告につきましては25年3月末の状況ということとでございます。平成23年度返還分といたしましては、履行期限が過ぎまして6カ月を経過した時点、また、直下の平成24年度の返還分といたしましては、この返還期間のちょうど中間地点に当たるというような時点でございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。この取組につきましては、平成20年に奨学金制度の抜本的な見直しを行ったことにより、新たに返還を求めることになった奨学金等の借受者につきまして取りまとめたものでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。「①借受者」の総数につきましては、平成24年度返還分といたしまして1,404人という人数でございます。

また、返還手続の内容でございますが、表の右の方に順番に記載しておりますけれども、まず、「②免除中」につきましては、所得が一定基準以下であるなどのため返還免除となった方の人数で、1,232人の方がいらっしゃいます。借受者に占める構成比としては87.7%ということでございます。

次に、その右でございますけれども、「③猶予中」につきましては、在学中であるため返還猶予となった方の人数でございます。現在19人おられて、構成比としては1.4%となっております。

また、その右でございますけれども、「④返還請求」につきましては、返還の免除又は猶予の対象、先ほど御説明させていただいた部分でございますけれども、その対象にならず、返還請求の対象となっておられる方の人数でございます。153人で、構成比としては10.9%。実質的にはこの部分の方につきましては返還をしていた必要がある借受者の方ということでございます。

次に、④の内訳でございます。大きく「返済済」と「未返還」とに分けておりますが、「返済済」といいますのは、注1の方にも少し記載をさせていただいておりますが、奨学金を既に全額返納された方、あるいは平成24年度の返還分につきましてはまだ納期の途中でございますけれども、既に返納された方でございます。合わせますと27人の方がおられるということでございます。返還請求対象者153人に占める割合といたしましては17.7%ということになります。ただ、現時点ではまだ返還期限が未到来ですので、今後の返還対象者を加えますと、最終的にはこの「返済済」の方に達する人数につきましては7割程度になるのではないかと考えているところでございます。

次に、「未返還」についてでございます。これは納付済以外の方で、主に平成24年度の返還分の手続がなく、未納の方を対象にしたものでございます。ここでは平成23年度以前の返還分に滞納のある方と、それ以外の方を区分して掲載をさせていただいております。滞納のある方につきましては47人ということで、153人に対する割合としては30.7%、また、滞納なしの部分につきましては期限が未到来でございますけれども、79人ということで、51.6%という構成比になっております。

次に、滞納の状況についてでございますけれども、もう少し詳しく注の方にも書かせていただいておりますので、御説明をさせていただきたいと思っております。

滞納につきましては、平成23年度以前の返還分に何らかの滞納があり、同時に督促、催告手続の対象になり得る方ということで、47名の方がおられます。注2等に記載させていただいている部分でございます。

その具体的な内訳の状況につきましては、注3におきまして「滞納者（47人）に係る取組状況について（内訳）」ということで掲載をさせていただいております。返還見込の11名につきましては、履行期限が遅れても今後返還の見込みのある方を記載させていただいております。また、相談中（返還手続中）の方10名につきましては、今後個別の返還手続の中で免除等の見込まれる方の人数を書かせていただいております。

ります。

したがいまして、実質的な滞納者といえますのは、所在不明の3人を除きますと、裁判手続中の3名とその他の20名、合わせた23名ということになるかと考えております。さらに、この20人の内訳でございますが、これも記載させていただいておりますけれども、現況から返還についておおむね拒否をしていると判断される方が12名ほどおられます。主張としましては大きく2点ございまして、1点は訴訟を視野に入れた言動もされている、あるいは面談を拒否されているという方を計上させていただいております。

それ以外の8名につきましては、返還手続に応じるとの明確な意思の表示をいただくまでに至っておりませんが、継続して具体的な返還手続を視野に入れた相談をすることができる方、あるいは借受者又は保証人のいずれかと面談等を行うが、具体的な相談までは至っていない方、あるいは面談をする機会を得ることが困難な方というものを8人の中で挙げさせていただいております。

ここで実質的な滞納という方23名につきまして、全体の1,404人中で占める割合といたしましては約1.6%ということでございます。

ちなみに、行方不明者につきましては、前回の報告では4名でしたが、今回1名減少して3名となっております。

なお、注2の部分でございますけれども、この表の中では免除の適用中となっている方のうち、過去に滞納分を分割誓約して返還中の方も含まれておりまして、これらの方が別に17人おられますので、現に何らかの滞納がある方の人数としましては、先ほどの47人に17人を加えた64名という形で把握をしているところでございます。

一方、「滞納なし（期限未到来）」につきましては、本年9月末を期限として平成24年度返還分を年賦等で返還に応じていただいている方でございまして、これらの方が合計で79名、全体に占める割合としましては5.6%いらっしゃいます。

次に、「（２）平成２４年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）」につきましてでございます。これは高校、大学別あるいは年度別の債権の件数単位での返還債務の状況を示すもので、現下の返還年度である平成２４年度返還分に関するものでございます。

先ほどは人数ベースで表記させていただいておりましたが、こちらは件数ベースになっており、基準になっている単位が異なっておりますので、御注意をよろしく願ひしたいと思います。

平成２４年度返還分の対応件数につきましては１，７１９件、金額にして１億２，８６８万５，０００円となっております。そのうち「返還猶予」となっているものが２０件で、構成比１．１％でございます。表の下に【返還猶予の内訳】というところで対象となっている事由を掲載しておりますが、今回の部分につきましては全て在学中を事由としたものでございます。

また、「返還免除」となっているものは１，５３８件、構成比８９．５％でございます。同様に【返還免除の内訳】に記載しておりますが、今回の部分につきましても全て年間所得が基準以下、生活保護基準の１．５倍以下に該当するというものでございます。

一方、返還の免除や猶予とならず、返還の請求をすることとなる「返還請求」の件数につきましては１６１件で９．４％、金額で１，０５７万円ということでございます。その内訳としましては、もう既に完納し、収入済となっているものが１６件、返還期限が未到来ということもありますけれども、未収入のものが１４５件でございます。最終的には先ほどの人員ベースの部分で申し上げましたとおり、今回の履行期限後には同様に７割程度の数字まで達するのかなと考えているところでございます。

それから、１ページの一番最後の部分でございますけれども、【履行期限の延長の状況】でございます。先ほどの返還請求１６１件でございますが、所得基準が基準以下ということで履行期限の延長の措置をとっているものが１５件含まれております。こ

の措置は所得が免除判定基準には該当しないものの、旧自立促進援助金の支給判定基準に該当する所得の場合に実施するものでございまして、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長し、1年当たりの返還金額を最大で半減するという措置でございます。

次に、資料2ページにお移りいただきたいと思います。

「(3) 督促・催告の実施状況」について記載をしております。これは前回第8回監理委員会で御報告させていただきました10月1日以後の督促あるいは催告の実施状況について取りまとめをさせていただいたものでございます。

最初に大枠で申し上げますと、平成24年11月時点では裁判手続中の3名の方を除き、68人の滞納者の方がおられましたが、督促あるいは催告を実施した結果、24名の方が手続を行っていただき、先ほど(1)で申し上げましたとおり、平成25年3月末時点での滞納者は、裁判手続中の3名を除き44名になっているということでございます。

次に、督促・催告の実施方法でございますけれども、おおむね各返還年度の履行期限となる9月末日の後、12月に督促をし、その後約1年をかけて3月、6月、9月、12月と合計4回程度の催告をすることとしております。その後は、やむを得ず裁判手続に移行していくということになりますが、当面滞納金額100万円以上となる方を対象にして別途11月に最終催告などの手続を経た後、訴訟提起の手続を行うこととしております。

なお、滞納金額が100万円未満の方に対しましては4月と9月に特別催告という形で催告を行っておりますけれども、この部分につきましては、今後時期の変更を行いたいと考えておりますので、後ほど今後の返還事務のスケジュール等を御説明する際に合わせて御報告をさせていただきたいと考えております。

さらに、ここでは督促・催告の実施状況について平成23年度返還分からの新規滞納者と、それ以前からの滞納者を分けて掲載をしております。表のアとイでございま

す。

まず、「ア 督促・催告の実施（新規滞納分）」についてでございます。平成24年12月3日に新規の対象借受者の33人のうち、相談中17人の方を除きまして16名の方に対して督促を実施しております。督促の実施率としましては48.5%でございます。督促後の対応状況につきましては、相談中の10名を含めた20名の方が返還の手続等に応じていただき、残る13名の方に対しましては、改めて3月1日に催告を行い、さらに1名の方が返還手続等に応じていただいているという状況でございます。

全体の返還手続の実施結果といたしましては、「（参考）「督促等後の返還手続等」の内訳」ということで記載しておりますが、21名の方につきましては、そのうち14名の方につきましては滞納金額を完納いただき、残る7名の方につきましては期限内に免除申請をいただいておりますが、必要な添付資料の提出が遅れたため、期限後に免除決定に至ったということでございます。

次に、「イ 督促・催告の実施（継続滞納分）」、先ほどの新規発生分と異なり、過年度に滞納がある方の部分についてでございます。平成22年度以前分の滞納のある方が対象になっております。同様に平成24年12月3日に裁判手続中の3名を除く35名の滞納者の方を対象にいたしまして、先ほどと同様でございますけれども、所在不明であるとか相談中の方を除き18名の方に督促又は催告を行いました。17名の方からは何らかの反応があり、返還手続に向けた面談に移行するなどのことができておりますが、応答がなかった1名の方につきましては再度平成25年3月1日に催告を行いましたが、同月月末までには何ら反応がいただけなかったという状況でございます。

なお、督促・催告後に返還手続に至った方が3名おられまして、資料3ページの上部の注3の方に内訳を記載させていただいておりますが、所在不明や特別な事情により、いずれも返還猶予ということになっておられます。

次に、資料 3 ページの上の方でございます。

「ウ 特別催告の実施」の状況についてでございます。これは滞納後に督促や 4 回の催告を経ても滞納が継続されている方を対象として、裁判手続をしている 3 名の方を除く滞納者 44 名のうち、さらに新規滞納者 12 名の方を除きまして、平成 25 年 3 月末時点で滞納者 32 名について、このうちさらに所在不明の 3 名と相談の継続を必要とした 14 名を除く 15 名の方に対して、借受者と連帯保証人に対し、4 月 1 日付けで法的措置執行の予告も含めた特別催告をさせていただいているものでございます。

ちなみに、これらの滞納者につきましては新たな返還年度の到来により、滞納金額が 100 万円に達した場合には順次裁判手続に移行していくことになってまいります。

なお、特別催告の通知後の状況としましては、4 月末現在でございますが、特に顕著な反応はなく、具体的な返還手続にはつながっていない状況でございます。

次に、「(4) 50 万円以上の高額滞納者の今後の見込み」についてでございます。これも引き続き御報告をさせていただいている部分でございますけれども、今後訴訟提起を視野に入れて、平成 25 年 3 月末時点で平成 26 年度までの滞納額が 50 万以上となる新規滞納者の方の見込み数字を取りまとめさせていただいたものでございます。

滞納額が 50 万円以上 100 万円以下となる方につきましては 23 年度から 26 年度の合計で約 16 名の方がおられまして、そのうち 7 名の方につきましては裁判手続で争うということを示唆されておられる方の人数でございます。

また、滞納額が 100 万円以上になる方につきましても同様に 7 名おられまして、うち裁判手続で争うことを示唆されている方ということで、裁判手続への移行が必要と考えている方につきましては、合計 4 名という形で挙げさせていただいております。

また、今回の報告につきましては、前回の報告と比較しますと 26 年度の 50 万円以上 100 万円未満の部分につきましては、前回は 8 人という形で御報告させていただ

いておりましたが、その後、返還 2 件、免除 1 件により、3 名の方が対象から外れておりますので現在 5 名ということで記載をさせていただいております、それ以外の部分につきましては前回の報告と同数でございます。

次に、4 ページにお移りいただきたいと思います。

「2 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」についてでございます。平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた奨学金等の債権につきましては、平成 20 年 12 月 20 日に施行いたしました「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」第 3 条第 1 項の規定により、また借受者が死亡された場合につきましては、同条例の同条第 2 項第 1 号の規定により、会計年度ごとに免除決定を行うことといたしております。

平成 24 年度の免除決定額といたしましては、2 の（1）、（2）に記載させていただいたところではございますが、今回 1 億 7,435 万 8,792 円の決定をしております、これまでの免除決定の累積額につきましては 9 億 6,635 万 9,130 円となりますので、全体の免除対象額 18 億 3,388 万 0,695 円に占める割合としましては 52.7%ということになっております。

なお、参考に免除決定額の内訳につきまして記載をさせていただいております、①につきましては期限の到来により一律免除をしているものでございまして、平成 24 年度におきましては平成 25 年 3 月 29 日に平成 23 年度返還分を対象にして 2,283 件、1 億 7,430 万 2,092 円の免除決定を行っております。

また、②につきましては借受人が死亡された場合の免除でございますけれども、これにつきましては残っております返還金額を一括して免除を行うことができますので、今回から別項目として記載させていただいているところでございまして、平成 23 年度から平成 25 年度の返還年度を対象にして 1 件、5 万 6,700 円発生しているところでございます。

次に、5 ページを御覧いただきたいと思います。

ここでは、先ほど御説明をさせていただきました取組状況の１（２）で報告した部分についてのこれまでの数字を、一覧という形でまとめさせていただいております。

平成１９年度から平成２３年度の返還分の債権の取組状況の表でございます。

なお、今回返還猶予に関しましては新規に決定させていただいた部分もございますので、御報告をさせていただきたいと思っております。

裏面の６ページを御覧いただきたいと思います。

返還猶予あるいは返還免除の事由別の内訳について年度別に記載をさせていただいております。今回特別な事情によるもののうち、件数の右側の方に（注２）として書かせていただいている部分でございます。うち、今回の事後報告分として特別猶予ということで挙げさせていただいているものであります。年度別に申しますと、平成１９、２０年度で２件、平成２１年度で２件、平成２２年度で２件、平成２３年度で１件ということで、合計７件でございますけれども、これらの分につきましてはお２人の借受者の方に関するものでございまして、一方は保証人が生活に困窮されておりますが、借受人が新たに世帯を構えたところでございまして、保証人としては世帯を別にした借受者に奨学金についての話ができないという中で時間の経過をしたというものでございますし、もう一方は保証人を窓口としてお話をさせていただいた分でございますが、体調不良から入退院をしていたということで思うように面談とか返還手続きができなかったために、返還手続きが遅れ時間が経過したというものでございます。

いずれも監理委員会で過去に御承認をいただいた事例と同様の経過のものでございますので、特別な事情に当たるものと判断させていただいたところでございます。

なお、詳細につきましては９ページに一覧、個票について１１ページと１２ページに別紙資料ということで添付させていただいているところでございます。

また６ページの方にお戻りいただきまして、平成２３年度には（注３）として長期不在１名というのを記載させていただいております。これは借受者が渡航していたために返還手続きが行えないということから、返還猶予をしたものでございます。

次に、7ページを御覧いただきたいと思います。

「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。これも先刻4ページの2で御報告をさせていただきました報告資料の部分につきまして、19年度以降の状況を一覧という形で年度別に取りまとめをさせていただいたものでございます。

次に、8ページを御覧いただきたいと思います。

ここでは、参考資料2として「今後の奨学金返還に係るスケジュール（平成25年4月～平成26年6月）」ということで記載をしております。

この部分では2点について御報告、御説明をさせていただきたいと思っております。1点目は裁判手続の部分でございます。22年度返還分の右の列に今後の裁判手続のスケジュールを掲載させていただいております。

今年度、平成24年度返還分の返還により滞納額が新たに100万円に達する方が、先ほど御報告させていただきましたが2名おられまして、裁判手続の移行対象になってまいります。この部分につきましては、既にこの4月に特別催告をしておりますが、現時点では納付がなく、この状態のまま9月の履行期限を経過した場合には10月に特別催告をさせていただきまして、またそこで反応がなければ翌月の11月に最終催告をさせていただき、なお反応がない場合につきましては11月に開催する監理委員会の方で御報告をさせていただいた後、12月に法的措置通知書による最終的な通知を行っていく予定でございます。

また、先ほど特別催告の報告の際に少し触れさせていただきましたけれども、特別催告の対象となっている滞納金額が100万円以下の滞納者の方につきましては、毎年4月と9月の2回特別催告を行っておりますが、滞納年度が積み重なってまいりますと、直近の滞納に係る督促や催告の時期と特別催告の時期にずれが生じ、発送時期が対象となっている年度によってもばらつきが生じることになります。そうしますと、逆に滞納者の方の御理解を損なうことにもつながってまいりますので、今後発送時期

の見直しを一部させていただきたいと考えております。

８ページのスケジュールの中で具体的に申し上げますと、２２年度返還分の左の列でそれぞれ９月、４月と、２３年度返還分の４月の時期の方でそれぞれ（現行）と書かせていただいた部分でございますけれども、この部分を他の催告の時期と合わせる関係で、それぞれ９月を１２月、あるいは４月を６月ということで３箇所発送時期の見直しを進めさせていただきたいと考えております。

奨学金返還事務の取組状況に関する事務局の報告につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。

ただ今の事務局の奨学金返還事務の取組状況の報告につきまして、委員の皆様からの質問はございますでしょうか。

○西田委員

冒頭で説明いただきました「借受者別の返還に関する手続の状況」の中で、よく理解してないかもしれないのですが、前回２４年９月末現在の状況のときの表と今回の表とを見比べたときに、実は借受者の人数その他は同じなのですが、前回は２４年９月末現在、今回は２５年３月末現在で、この返還請求の人数が前回１５１人だったのが今回１５３人、それから、返還済の人数が前回７１人だったのですが今回は２７人になっているのです。これはどう理解したらいいのですか。

○事務局

前回の部分につきましては平成２３年度返還分の中身でございまして、今回は平成２４年度の返還分です。

○西田委員

全く次元が違うということですか。

○事務局

はい。出発点の借受者の人数は一緒でございますけれども、それぞれ対応している債権の年度が異なっていると。

○西田委員

はい，わかりました。

○山下委員長

それでは，田多先生，何かございますか。

○田多委員

「滞納者（４７人）に係る取組状況について（内訳）」の「その他」の項目なのですが，面談が困難というのは会っていただけないということでしょうか。資料２の１ページの滞納者のうちの「その他」の方です。２０人いらっしゃって，その中で８人の方は面談が困難と，そのようにお聞きしたのですけれども。

○事務局

おっしゃっていただいているとおり，大半は面談が困難な方です。

○田多委員

会っていただけないのですか。

○事務局

そうですね。直接連絡をとっても全く受け付けていただけない方もございます。

○山下委員長

よろしいでしょうか。

藤原委員，今委員会から御出席なのですけれども，何でも構いません。もし御不明の点とか，御質問がございましたら。

○藤原委員

今の時点ではございません。

○山下委員長

それでは，委員長の私の方から２点ほど。まず，今事務局の方から御説明がありま

したが、前回と比して返還手続業務の中で特に問題性を感じているような、そういう出来事とかは特にはないですか。先ほど督促手続の時期の変更という御説明がありましたが、それ以外に何か課題みたいなものはなかったでしょうか。

○事務局

特段ございませんけれども、今回お話を拒否されている方を含めまして、やはり京都市に対する根強い不信もございますので、年度を重ねていく中で、それが多くの方については一定の御理解の中で進んできた部分もございますけれども、なかなかそこまで至らない方という部分もございますので、その辺を今後どういう形で対応していくかについては非常に現場として悩んでいるところではございます。

○山下委員長

もう1点ですが、ちょっとテクニカルなことですけれども、資料2の3ページの注4について、次の御報告と多分関連するのではないかとと思われるが、「裁判手続の審理状況を踏まえ、今後、基準対象額を引き下げること、裁判対象数の増加が見込まれる。」と注釈がございします。この基準対象額を引き下げるとするのは、何かそういう予定があるということでしたでしょうか。

○事務局

当初から50万円というのは京都市としては1つの基準として持っておりますけれども、100万円以上の滞納金額の方もいらっしゃいましたので、まずはそちらを優先させていただいたということで、一定その部分についての取組が推進していきましたら、100万円以下についても、金額の引下げ等については将来的には、また考えていきたいと考えているところでございます。

○山下委員長

ということは、具体的に今の時点でいつから引き下げるということは、まだ具体化、顕在化していないということですか。

○事務局

はい。

○山下委員長

委員の皆さん，他にこの返還事務の取組についてはございませんか。

ないようでしたら，次の御報告に移ってよろしいですか。

続いては，本日の次第の２件目，「奨学金等の返還請求訴訟の状況」についての報告を受けたいと思います。事務局の方，報告をよろしくお願いします。

○事務局

御報告をさせていただきます。

資料３になってまいります。

それでは，奨学金等の返還請求訴訟につきまして，現在京都地方裁判所の方に３件訴訟提起を行っておりますので，これまでの経過や訴訟の状況についての御報告をさせていただきますと思っております。

なお，原告被告の争点につきましては，前回の委員会で少し説明をいただきたいということで御指摘をいただいていた部分でございます。

それでは，資料３の１ページを御覧いただきたいと思います。

最初に，「１ 裁判手続の実施状況」でございます。（１）に先ほど申しました３件の訴訟についての概要を挙げさせていただいております。現在Ｎｏ．１からＮｏ．３ということで，３件の訴訟を提起しております。

Ｎｏ．１とＮｏ．２につきましては平成２３年度ということで，平成２３年１１月２１日に開催いたしました第６回監理委員会で報告させていただきまして，借受者に対しまして法的措置通知を行った後，平成２４年３月２７日に京都市会の議決をいただきまして，昨年４月１６日に訴訟提起をさせていただいております。まだ結審には至っておらず，現在も裁判は係属している状況でございます。

また，Ｎｏ．３については，平成２４年度分ということで，昨年１１月２０日に開催いたしました第８回監理委員会で御報告したもので，次の（２）で監理委員会に報

告させていただいた後の取組につきまして記載をさせていただいておりますが、平成24年12月3日に借受者に対しまして法的措置通知を送付させていただいた後、平成25年3月22日の市会の議決を経て、本年5月2日に訴訟提起をしているところでございます。

なお、No. 3につきましては、現時点で京都地方裁判所から特にまだ呼び出し状をいただいておりますので、口頭弁論の期日につきましても定まっていない状況でございます。

次に、「(3) 裁判における人権上の配慮」について、記載させていただいております。今回の裁判につきましては、本市といたしましても人権上の配慮が必要と考えておりますので、京都地方裁判所の方に民事訴訟に基づきます訴訟資料の閲覧制限の申立てを行いますとともに、上申書をもって法廷外での被告の氏名の掲示をしないことや、あるいは審理の場で被告らの氏名を呼ばないことについての配慮の要請をいたしているところでございます。

これらの申立てあるいは上申書に対します裁判所の判断といたしましては、次の2ページ一番上のイに書かせていただいておりますが、閲覧制限に関しましては容認をいただきますとともに、それ以外の上申書でお願いした部分につきましても、事実上、裁判所の手続の中で、その要請につきましては実施をしていただいているということでございます。

なお、No. 3の訴訟につきましても、同様の要請を裁判所にお願いしているところでございます。

次に、「2 裁判における原告・被告間の主な主張」でございます。

4ページにこれまでの経過の一覧を挙げさせていただいております。

No. 1の訴訟につきましては、昨年9月25日に第1回の口頭弁論が開催され、直近では平成25年4月16日に第4回の口頭弁論が開かれております。次回につきましては、第5回として6月25日に開廷の予定でございます。

同様に、N o . 2につまましても第1回の口頭弁論が昨年9月25日に開催されておりまして、現在まで5回、直近では4月30日に口頭弁論が開催されており、次回につまましては（1）と同じ期日でございますけれども、6月25日開廷の予定というところでございます。

したがいまして、N o . 1、N o . 2につまましては4回ないし5回の口頭弁論が開催されておりまして、その中で原告と被告の間で主張のやり取りもさせていただいております。争点につまましては、2ページにお戻りいただきまして、2の方に記載をさせていただいているところでございます。

2件の訴訟に関します被告側の主張につまましては、表現は異なっておりますけれども内容的には近似してございますので、ここでは合わせて御報告をさせていただきたいと思っております。

争点としては大きく3点かなと思っておりますが、いずれも京都市の奨学金と自立促進援助金の組み合わせで長く給付制度として運用されてきたこと、あるいはそれを踏まえた職員の説明を信頼して貸与を受けてきたこと、そういうことに対する信頼が裏切られたという部分を基礎にいたしまして、それぞれ3点の主張につながっている、あるいは発展しているのかなと受け止めております。

3点の主張としましては、1点目は、給付制度として貸与を受けたことから返還の合意はなく、そもそも奨学金に係る金銭消費貸借契約そのものが成立をしていないということで、契約の否定をするものでございます。2点目は、仮に外形上契約が成立していたとしても、返還の必要がないとの説明を受けて受領したものでございますので、この部分については錯誤により無効であるという主張でございます。それと3点目につまましては、同様に契約が成立していたとしても、これも先ほどと同様に市の制度あるいは説明を信じて受け取ってきたものであり、それを今さら返還を求めるとするのは信義則に反するとの主張をされているというものでございます。

この部分の具体的な主張につままして、実際の答弁書等に記載されている表現につ

きましては、２の（１）から（３）までに、それぞれ主張を紹介させていただいていくところでございます。

（１）の部分でございますけれども、それぞれアとイということで、まず被告と原告の主張と分けて記載させていただいております。それと、その次に①から表示をさせていただいておりますけれども、基本的に被告の主張の①と原告の反論といいますか、それに対する原告の主張の①は対応する形で記載をさせていただいております。要点を簡単に御説明させていただきます。

まずは契約そのものが成立していないという部分でございます。アの①において、被告といたしましては、申請時あるいは受領時において返還合意は存在しておらず、契約上の貸金ではないという主張でございます。これに対しましてはイの①が対応する部分でございますけれども、誓約書あるいは自立促進援助金に係るところの請書の記載内容から返還の合意はあったという形で反論させていただいております。

次に、被告の主張②の部分でございますけれども、奨学金とは形式上は貸与という形になりますけれども、自立促進援助金により実体上給付制として運用してきたものであり、誓約書に奨学金等を返還する旨が記載されているが、返還義務を認識していたわけでもなく、当該文書についてはあくまで行政内部の事務の都合で作成されたものであり、説明も受けておらず返還の合意があったということを意味するものではないと主張されております。これに対しましては同様に原告の主張の②というものがございまして、原告が奨学金を援助金と併用して運用することで実質給付の奨学金として運用してきたことはそのとおりではありますけれども、貸与が前提とされていることは京都市と借受者の間で交わされた書類の随所に示されてきたところであり、一方当事者である市の内部的な事務にとどまるものではないという形で主張をさせていただきます。

また上のアの被告の側の主張の方に戻っていただきまして、③で教職員あるいは隣保館の職員などからも返還の必要がないとの説明を受けて、返還する必要がないもの

と認識をしたうえで手続をとっていたものであり、返還の合意は存在しないという主張でございます。これに対しましては同様にイの③でございますけれども、仮に原告職員が返還する必要があると被告らに説明していたとしても、それはあくまで原告が奨学金等の貸与と援助金の補助とを一体のものとして運用していたことを念頭に置いて説明したものであるという形で主張をさせていただいているところでございます。

次に、錯誤無効についての部分でございます。同様に対比した形で御報告をさせていただきます。

被告側の主張①の部分でございます。返還の必要がないとの説明を信じて受け取ったものであり、外形上金銭消費貸借契約が成立していたとしても、これは錯誤により無効であるというものでございます。これに対しまして本市の方といたしましては、①の部分で本件奨学金の貸与時点では、奨学金と援助金を組み合わせて経済負担を回避する仕組みが存在しており、機能していたものであるから、錯誤には当たらないという形で主張をさせていただいております。

それと、被告の主張②でございますけれども、再三返還の必要がないことを確認して申請したものであり、返還が不要であることを前提として申請を行うことを示しており、錯誤に当たるというものでございます。これにつきましてはイの②の方が対応する部分でございますが、奨学金の貸付時、原被告間での共通認識は、あくまで援助金を返済に充てることにより実質的な経済的負担を回避し得るという仕組みが制度として用意されていることを前提としており、実際に被告らが返還を求められているのは援助金制度が廃止されてからのものであり、原被告間の共通認識において錯誤があるとは言えないという形で主張をしております。

最後に、（３）といたしまして信義則違反の部分についてでございます。被告側の主張としては２点ございまして、最初に①でございますけれども、京都市が返還の必要がないという説明を続けてきたわけでございますけれども、住民訴訟で敗訴したことをもって被告に返還を請求するというのは信義則違反であると。市は奨学金を給付

制として運用し、一貫して将来的にも返還を求めないと説明をしてきたわけございまして、奨学金申請者といたしましては実質給付されているものと信頼して奨学金を受領してきたものだということで、信義則違反を訴えたものでございます。

これに対しまして市の主張といたしましては、イの①の部分でございますが、市は援助金の給付を永続的に保証する義務はなく、制度の見直しは司法判決を踏まえた合理的な判断に基づくものであり、平成13年度以降に新規に援助金を受領していた被告の信頼は法的保護には値しないことから、信義則違反には該当しないという主張をさせていただきます。

最後に、信義則違反の二つ目の主張でございます。自立促進援助金の訴訟において、市は、借受者は、奨学金は援助金を併用した実質給付であると理解しており、市と借受者の間には債権債務関係は存在せず、借受者に返還を求めることはできないと主張していた。その主張と今回の裁判における主張との間の整合性についても加えて説明していただきたいというものでございます。

これにつきましてはイの②の部分でございますが、市としましては、奨学金制度見直しにつきましては、司法判断を踏まえて平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務につきましては、その全部を免除することとし、実際に被告の子らに対しましても高等学校分奨学金については返還請求を行っておらず、この分については被告の信頼については考慮しているという点。それと、援助金制度につきましては、原告は実質給付の奨学金制度として運用することに合理性があるとの理由から援助金の支出は違法とは言えないと主張してきたこと。これは事実でございますけれども、残念ながら当該主張については平成13年以降の援助金支給について違法であるとの司法判断があったという結果を踏まえて廃止に至ったものでございます。援助金制度の廃止につきましては裁判の司法判断に従うという極めて合理的な理由に基づくものでございますので、その変更については禁反言の法理、信義則には違反しない、被告の信頼を害すことにもならないという形で主張をさせていただきます。

加えまして、先ほどの整合性の部分でございますけれども、京都市の主張につきましては裁判上認められずに来たわけでございますので、この部分につきましては行政機関としては司法判断を最大限尊重した運用に努める必要があることから当然のことであり、本訴における原告の主張は合理的かつ妥当なものであるという形で整合性の部分については反論させていただいているところでございます。

争点の部分につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。

ただ今の御報告に関しまして委員の皆様から御質問等はございますでしょうか。

どちらかと言うとかなり詳細な法的な主張を分析していただいているとは思いますが、この短時間でこの報告を読んで全部の理解は困難かもしれませんが、藤原委員、この法的な部分について何か感想はございますでしょうか。

○藤原委員

理解するのが精いっぱいという感じなのですが、過去の問題で出ていたのだらうと思うのですが、No. 2の訴訟について保証人のみを相手方としているというのはどういう主張なのでしょう。

○山下委員長

今の部分は、普通こういう訴訟を提訴する原告側としてはあまりないのですが、私の記憶だと、主債務者である方の、いわゆる借主の人権上の観点があったかのように記憶しておりますが、事務局か委員の先生方、何か補足していただけますか。つまり、なぜ主債務者を被告から外したかと。

○事務局

No. 2につきましては連帯保証人の方のみとさせていただいているのは委員長がおっしゃっていただきましたとおり、人権上の配慮からこのような処置を取らせていただいているところでございます。

○山下委員長

藤原委員への説明ですが、借主さん自身が借りられた経緯や同和奨学金であるという意識がないということだったかと存じております。

私の方から、かなり詳細な分析の中での質問としては、私は見たことがないので何とも言えないのですが、裁判の当事者主張の、原告、京都市側の主張の中で、借主さんの方から誓約書とか返還に関する請書を提出してもらっているということなので、そういう具体的な返還約束の文言があったということなのですね。

○事務局

書面としてはそうでございます。

○山下委員長

わかりました。では、感想を言うのもどうかと思うのですが、返還合意があったこと、それから信義則違反という主張は被告の抗弁としては困難なように思われるのですが、この錯誤無効についての本市の主張のところはこの根拠が若干苦しいかなという印象もあるのですが、これはすべて訴訟の問題ですし、代理人がおられることなので、この理屈は少しテクニカルな理屈なのかなと思ったりはいたします。しかし、純粹にこれは訴訟遂行の問題ですので、この委員会でどこまでそれを申し上げるかという気がいたします。

西田委員、田多委員、法的な部分ではなかなか難しいかもしれませんが、この訴訟の取組状況について何かございますでしょうか。

○西田委員

訴訟の取組状況については御説明いただいたとおりであって、私が考えていますのは、要は訴訟に行くか行かないかの前の段階では、委員会で決められたいろんな取扱規定があって、それがそのとおり遵守されていれば委員会としては特段何かを言う立場ではないと。裁判で何らかの判決等が下りた場合にそれに対してどうするかという話は次に出てくるとは思いますけれども、現状では非常にテクニカルな部分もあって

よく分かりませんので、それ以上は申し上げられません。

○山下委員長

分かりました。では、この訴訟の御報告は、田多委員から特にこれについて御質問はないということよろしいでしょうか。

○田多委員

はい。

○山下委員長

私も質問事項としては特になく、見守るしかなく、委員会としても見守るしかないと思っております。口頭弁論が続いて、この夏を超えると1年ぐらいになるかと思いますが、引き続き注視していかないといけないと思うところです。

では、報告案件については、これにて終了したいと思っております。

せっかくの機会ですので、全体を通じて何かお気付きの点などがございましたらよろしくお願ひしたいと思っております。全体を通じて何かこれ以外にありましたら、委員の皆様、お気付きの点などありましたら、述べていただけますでしょうか。

特にないようですので、これにて本件の第9回京都市奨学金等返還事務監理委員会の審議としては閉会させていただきたいと思ひます。

事務局から再度の報告、連絡事項等がありましたらよろしくお願ひします。

○事務局

本日の会議の議事録についてでございますけれども、事務局で案を作成し、委員長に御確認いただいたうえで公表をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、次回の委員会の日程でございますけれども、今年度は裁判手続に着手する必要のある方が現時点で2名予定されております。裁判に着手せざるを得ない状況になった場合は、本年11月中頃に委員会を招集いただいて委員の皆様の御意見をお聞きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。その際には平成25年度

の取組状況や裁判手続の状況についても合わせて御報告をさせていただきます。

なお、個別の案件が出てきましたら随時委員の皆様と日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○山下委員長

では、これをもちまして第9回の会議を終了いたします。本日は長時間にわたり御列席の皆様どうもありがとうございました。